

文教警察企業常任委員会会議録

令和元年 7 月 25 日

場 所 第 3 委員会室

令和元年 7 月 25 日 (木曜日)

午前 9 時 57 分開会

会議に付託された議案等

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経

営に関する調査

○その他報告事項

・学習指導要領の改訂について

出席委員 (7 人)

委員 長	渡 辺 創
副 委 員 長	安 田 厚 生
委 員	蓬 原 正 三
委 員	井 本 英 雄
委 員	濱 砂 守
委 員	有 岡 浩 一
委 員	日 高 利 夫

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教 育 長	日 隈 俊 郎
副 教 育 長	亀 澤 保 彦
教 育 次 長 (教育政策担当)	川 越 淳 一
教 育 次 長 (教育振興担当)	黒 木 健 一
教 育 政 策 課 長	中 嶋 亮
財 務 福 利 課 長	本 田 潤 一
育 英 資 金 室 長	重 盛 俊 郎
高 校 教 育 課 長	児 玉 康 裕
義 務 教 育 課 長	東 宏 太 朗
特 別 支 援 教 育 課 長	酒 井 裕 市

教 職 員 課 長	黒 木 貴
生 涯 学 習 課 長	新 純 一 郎
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	萩 尾 英 司
高 校 総 体 推 進 課 長	米 丸 麻 貴 生
文 化 財 課 長	四 位 久 光
人 権 同 和 教 育 課 長	鎌 田 剛 史
図 書 館 長	中 原 光 晴

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹	関 谷 幸 二
議 事 課 主 任 主 事	三 倉 潤 也

○渡辺委員長 おはようございます。ただいまから文教警察企業常任委員会を開会をいたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 なお、お断りを申し上げますが、博物館長と美術館副館長については、本日の内容が学習指導要領の説明であり、他の公務もありますので出席を求めておりません。御了解をいただければと思います。

それでは、日程につきましては、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前 9 時 57 分休憩

午前 9 時 58 分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

報告事項について説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○日隈教育長 おはようございます。教育長の

日隈でございます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、説明に入る前に、おわびを申し上げます。

先日、新聞等で報道されましたけれども、県立図書館において、本来外部に出てはならない個人情報ホームページ上で閲覧可能となっていたことが判明いたしました。

具体的な被害は出ておりませんが、現在、個人情報のデータは全て削除しているところがございます。また、本件に該当する方々にもお詫びの電話を入れ、御了承をいただいたところでもあります。

このような不適切な事務処理等の発生により、県議会を初め県民の皆様方の信頼を損なうことになりましたことを、心からおわび申し上げます。

今後は、このような事案が発生しないよう、適切な事務処理の徹底に努めてまいりたいと考えております。

それでは、この後は、座って説明させていただきます。

本日御報告させていただきます項目について、説明いたします。お手元にお配りしております文教警察企業常任委員会資料の表紙の下の目次をごらんください。

今回、その他報告事項といたしまして、学習指導要領の改訂についての 1 件を御報告させていただきます。

詳細につきましては、この後、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○東義務教育課長 学習指導要領の改訂につきまして、目次に沿って説明いたします。

初めに、目次の表紙の裏面をごらんください。

学習指導要領改訂に関するスケジュールであります。

学習指導要領は、全国のどの地域で教育を受けても、一定水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が法令等に基づき、各学校の教育課程、いわゆるカリキュラムを編成する際の基準を定めたものであります。

学習指導要領の改訂は、約10年ごとに行われ、今回の改訂では、令和 2 年度から小学校及び特別支援学校小学部、令和 3 年度から中学校及び特別支援学校中学部、令和 4 年度から高等学校及び特別支援学校高等部で、それぞれ実施される予定となっております。

続きまして、資料の 1 ページをごらんください。学習指導要領の改訂の基本的な考え方について御説明いたします。

(1) の基本的な考え方のうち、①から③までは、全ての校種を通した考え方が示されております。

①では、生きる力を目指し新しい時代に子供たちに求められる資質・能力を一層確実に育成すること、②では、その資質・能力につきまして、社会と共有し連携しながら社会に開かれた教育課程を重視すること、③では、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成することが示されております。

④からは、校種ごとに示されており、④の小・中学校では、豊かな心や健やかな体の育成、⑤につきましては、高等学校では、いわゆる大学入試を含め一体的に進める高大接続改革、⑥・⑦の特別支援学校に関しましては、幼・小・中・高の教育課程との連続性の重視、さらに卒業後の自立と社会参加に向けた充実について示されております。

次に、(2) 何ができるようになるかという点

が、今回、明確化されております。

1 点目は、知識・技能の習得についてであります。

2 点目は、思考力・判断力・表現力等の育成についてであります。

3 点目は、学びに向かう力の涵養が示されております。

最後に (3) 主体的・対話的で深い学び、いわゆるアクティブラーニングと言われるものでありますが、この視点からの学習課程の改善について示されております。

小・中学校において、新しい時代に求められる資質・能力を育成し、高等学校において、未来のつくり手として子供たちを送り出していくことが、これまで以上に求められることから、主体的な学び、対話的な学び、深い学びの 3 つの視点から学習課程や授業の改善が示されております。

主体的な学びとは、興味や関心、見通し、粘り強い取り組み、学習の振り返り等を通して、次につなげる学びのことを言っております。

対話的な学びとは、子供同士の協働や地域の方々との対話、先哲の考えなどを通して、自己の考えを広げ深める学びのことを言っております。

深い学びにつきましては、学びの中で、各教科の見方・考え方を働かせて、より深く理解をしたり、考えを形成したり、解決策を考えたり、思いや考えをもとに想像したりすることに向かう学びのことを言っております。

以上が改訂の基本的な考え方であります。

続きまして、資料 2 ページをお開きください。

ここからは、各校種別の改訂のポイントについて説明いたします。

まず、小・中学校の改訂のポイントについて

説明いたします。

1 点目が、言語能力の確実な育成であります。

国語科におきまして、情報を正確に理解し適切に表現する力の育成を図るとともに、各教科において学習の基盤としての言語活動を充実させることが示されております。

学習の基盤としての言語活動とは、具体的には理科における実験レポートを作成したり、社会科において、立場や根拠を明確にして議論をしたりする活動を言います。

2 点目が、理数教育の充実であります。

算数・数学において、日常生活等から問題を見いだす活動や、理科において、見通しを持った観察・実験などを充実させることで学習の質を向上させること。加えて、算数・数学科における統計教育の充実、理科における自然災害に関する内容の充実が示されております。

3 点目が、伝統や文化に関する教育の充実であります。

国語科における我が国の言語文化の指導や、社会科における県内の文化財や年中行事についての指導を充実させること、音楽科における我が国や郷土の音楽等の指導、保健体育科における武道の指導、技術・家庭科における和食や和服等の指導の充実が示されております。

4 点目が、道徳教育の充実であります。

道徳は特別の教科として教科化されましたが、道徳的価値を自分事として理解し、多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする道徳教育の充実が示されております。

5 点目が、体験活動の充実であります。

全ての学習の場面において、生命の有限性や自然の大切さ、挑戦することや他者との協働の重要性を実感するための体験活動を充実させるとともに、自然の中での集団宿泊体験活動や職

場体験の重視などが示されております。

6点目が、外国語教育の充実であります。

今回、小学校の中学年で週当たり1時間程度の外国語活動、高学年で週当たり2時間程度の外国語科が導入されます。国語教育との連携を図りながら、小・中・高等学校の一貫した学びを充実することが示されております。

7点目のその他といたしまして、4つが示されております。

1番目の初等中等教育の一貫した学びの充実におけると書いてありますが、ここで申します初等中等教育とは、幼・小・中・高・特別支援教育を意味しており、それぞれの学校段階間の円滑な接続を重視することが示されております。

2番目の主権者教育等の充実、3番目のプログラミング教育を含む情報活用能力の充実につきましては、今日的な課題を背景とした教育の充実を図ることが示されております。

最後の4番目の児童生徒発達の支援の充実につきましては、特別支援学級や通級による指導など、障がいに応じた指導や日本語の習得に困難のある児童生徒、不登校の児童生徒などへの支援の充実が示されております。

小・中学校のポイントにつきましては以上であります。

○児玉高校教育課長 続きまして、資料3ページをごらんください。高等学校の改訂のポイントについて説明いたします。

1点目として、今回の改訂では、国語科や地理歴史科・公民科において、科目の再編や新設が行われるとともに、全ての高校の学科で選ぶことができる教科として理数が新設されるなど、教科・科目構成の見直しを行うこととしております。

2点目の言語能力の確実な育成ですが、小・

中学校から引き続き、国語科における、情報を的確に理解し、効果的に表現する力の育成や、立場や根拠を明確にして議論することなど、学習の基盤としての、各教科等における言語活動を充実させることが示されております。

3点目ですが、数学・理科においては、日常生活等から社会との関連を重視するとともに、見通しを持った観察・実験を行うなど、科学的に探究する学習活動の充実により、学習の質を高めることとしております。さらに数学においては、数学的な見方や考え方を育成する観点から、統計教育の充実も図られます。

また、将来、知の創出をもたらすことができる人材の育成を目指し、探究的科目として理数探究基礎及び理数探究を新設するなど、理数教育の充実を図ることとしております。

4点目の伝統や文化に関する教育の充実ですが、小・中学校での学びを踏まえ、国語科では我が国の言語文化に対する理解を深める学習を充実し、地理歴史科では我が国の文化の特色、公民科では我が国の先人の取り組みや知恵、保健体育科では武道、家庭科では和食、和服及び和室などについて学ぶことで、日本の伝統的な生活文化の継承・創造に関する内容の充実を図ることが示されております。

5点目の道徳教育の充実といたしましては、道徳教育推進教師を中心に、全ての教師が協力して道徳教育を展開することが新たに規定されております。

6点目の外国語教育の充実ですが、総合的な言語活動を通して、聞くこと・読むこと・話すこと・書くことの4技能の力をバランスよく育成するための科目や、発信力の強化に特化した科目の新設を行うとともに、小・中・高等学校の一貫した学びを重視することが示されてお

ます。

7 点目の職業教育の充実においては、望ましい勤労観、職業観の育成や、職業人に求められる倫理観に関する指導の充実を図ることとしております。

また、持続可能な社会の構築や情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応の視点から各教科の教育内容の改善や、産業界で求められる人材を育成するための教科の新設を行うことが示されております。

このほかにも、初等中等教育の一貫した学びの充実や、主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実、プログラミング教育を含む情報教育、特別支援学級や通級による指導など障がいに応じた指導や日本語の習得に困難のある児童生徒、不登校の児童生徒に対する子供たちの発達の支援も重要事項として示されております。

説明は以上でございます。

○酒井特別支援教育課長 続きまして、資料 4 ページをお聞きください。

特別支援学校の改訂のポイントを説明いたします。

まず、学習指導要領の改訂の基本的な考え方で御説明しました小学校・中学校・高等学校の改善・充実の方向性を重視した上で、特別支援学校は、これから説明します 3 つの観点で改訂が行われております。

最初に、(1) 学びの連続性を重視した対応としまして、重複障がい者等に関する教育課程の取り扱いについて、基本的な考え方が示されていますが、その中で、子供たちの学びの連続性を確保する視点から、各教科等について、前の学年の目標や内容にかえることができるということなどが示されました。

また、知的障がいについて、各教科等の目標や内容が、小・中・高の各学部や各段階、幼稚園や小・中学校とのつながりが強調されています。

例えば、これまで 1 段階だけで示されていた中学部の各教科が 2 段階となったり、小・中学部の各段階に目標が設定されたりするなど、段階ごとの内容が充実したものとなっております。

また、小学部の教育課程に外国語活動を設けることができることや、知的障がいの程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、小学校等の学習指導要領を参考に指導ができるよう示されたところです。

次に、(2) 一人一人に応じた指導の充実としまして、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱の子供を対象とした特別支援学校におきまして、それぞれの障がいの特性に応じた指導上の配慮事項が充実されるとともに、コンピュータ等の ICT 機器の活用などについて、配慮事項が充実したものとなっております。

また、特別支援学校の指導の領域である自立活動の内容として、発達障がいを含む多様な障がいに応じた指導を充実するため、新たな項目として、障がいの特性の理解と生活環境の調整に関することなどと示されております。

さらに、(3) 自立と社会参加に向けた教育の充実としまして、卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うこと、早期からのキャリア教育の充実を図ること、生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツ等の活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう配慮することが新たに示されたところです。

また、障がいのない子供との交流及び共同学習の充実、さらに、知的障がいのある子供のた

めの各教科の内容の充実として、例えば、算数・数学科においては、数学を学習や生活で生かすことなどが示されております。

学習指導要領の改訂についての説明は以上でございます。

○**渡辺委員長** 執行部の説明が終了いたしました。質疑はございませんでしょうか。

○**井本委員** 学習要領が改訂された大きな背景は、どのようなものがあるんですか。

○**東義務教育課長** 改訂の背景につきましては、ソサエティー5.0のように、社会情勢の大変急激な変化により、これから子供たちが、将来、どのような職につくかわからない状況の中で、これから生きていくために必要な能力や資質を育成するというところで改訂がなされたと考えております。

○**井本委員** PISAも、ある程度は前提として組まれておるのでしょうか。

○**東義務教育課長** PISAの調査等の結果も踏まえて出されているものと考えております。

○**井本委員** 学習指導要領は、中央教育審議会で決められたものですね。

基本的に、教育する権利は、最高裁の判決では、その父兄も含めた全ての親にあるということに、多分なっていたと思うんだけど、中央教育審議会だけで教育の内容を決めるというのは一方的な感じもするが、その辺の批判はないのかね。

○**東義務教育課長** 教育権につきましては、国家なのか国民なのかという議論がございましたが、この学習指導要領につきましては、大まかな教育内容を大綱的に定め、必要最低限の指導基準として示されているもので、学校、地域や教員の多様性というものも認めているということで理解しております。

○**井本委員** やはり戦前に、国が教育をいろいろ決めて、その反省があつて、そもそも教育を分離するということが行われたわけですね。

その反省があるのに、果たして中央教育審議会だけで教育のあり方を決めていいのかな。国民的な議論の中から、教育の内容が決められたのだったら、いいのだけれど、勝手に自分たちで決めて、それで是としていいのかなという気持ちがあるものだから、その辺はどうなのかね。

○**東義務教育課長** 学習指導要領につきましては、先ほど申しましたように、大まかな教育内容が決められているということで、多様性が認められていると感じております。

ですので、地域や子供の実態に合わせた……。

○**井本委員** 大まかはわかるけれど、それが決められれば、やはり守らなければいけないとなるでしょう。そこを言っているのもであつて。次長はどう考えているの。

○**黒木教育次長(教育振興担当)** 学習指導要領の性格について、今、義務教育課長が言ったとおりであります。委員が言われた、学習指導要領を作成するまでの過程なんですけれども、中央教育審議会に諮問をしまして、中央教育審議会が決めるというよりも、中央教育審議会が答申を出し、それを踏まえて文部科学大臣が定めると法的になっております。

その中央教育審議会の委員については、いろんな立場の方々が委員となっており、そういったような声も反映されて、答申が出され、それに基づいて学校教育法に沿って文部科学大臣が基準として定める。そして、それを国事として国民に知らしめるといった流れになるかと思えます。

○**井本委員** 国民の意見が反映されていると

思っているわけですね。

○黒木教育次長（教育振興担当） 中央教育審議会の中で、それも踏まえての議論がなされて答申が出されて、それを踏まえて文部科学大臣が決定していることになろうかと思えます。

○井本委員 建前はそうなっているのかもしれないけれど、やはり教育権というのが、国家だけじゃなくて、昔、旭川学テ事件で判決が出て、とにかく全ての親に、大人に教育権があるんだ、たしかそういう判決だったと思うんだけど。その辺も、本当に実践しているのかが、ちょっと心配なものだから。

あと、学問の自由は、憲法で基本的に保障されているわけです。自由なのだから、国家がこんな教育しなさいと規定することが、ちょっと大丈夫かという気がするものだから。これはいいです。これ以上言ってもしょうがない。

それで、3番目の主体的・対話的で深い学びの視点からと書いてあるんだけど、いわゆる数値化されない学力——根性とか、コミュニケーション力とか——非認知能力。これを言おうとしているんでしょうか。

○東義務教育課長 非認知能力につきましては、幼児教育から大変大事だという背景がございまして、それで、主体的・対話的で深い学びという段階を通じて、コミュニケーション能力であったり、我慢する力であったり、そういうものが培われていくものと考えております。

○井本委員 最初の行のところに、知識の量を削減せずと書いてあるでしょう。これは、やはり知識は、例えば家を建てるときの材木、材料だと思えます。

材料をたくさん集めてきて、その材料で家を建てていく。建てていくときには、いろんな考えで建てていくんだけど、その材料を仕込ま

ないと、家は建てられんわけです。

だから、いろんな考え、深い考え、学びをするにしても、知識がなくては、私はできないと思うんです。

だからその辺を度外視して、最初からアクティブラーニングかという、私は、やはり最初の小さなころは、知識を詰め込むことはあってもいいんじゃないか。それが段階的にその知識を、詰め込んだ材料でいろいろ考えていくということに、してあるのかどうか。

○東義務教育課長 委員御指摘のとおり、知識と技能が、今回の改訂の中での最初の資質能力の一つ、柱になっております。

おっしゃったように、これまでは知識・技能を一遍的に教えたり、覚えたりというものが大変多かったと。そこを踏まえて、今回の知識・技能につきましては、例えば中学校の理科なら、生物の体のつくりを単に暗記して覚えたりということではなく、それと同じように生命の連続性や命に有限性があるものだというものを一緒に教えていくことで、次の思考・判断につながっていきますので、知識のところは重視しながら進めるというふうに示しております。

○井本委員 だから、狙いはわかるんだけど、果たしてそれだけの時間なり、あるいは余裕があるのか。自分の経験からすると、とにかく知識を詰め込むだけで精一杯だったという感じがするんだけど、果たして詰め込んだ知識を利用して、いろんなものを考えられるのか、余裕はあるのかなという気はするんですが。狙いはわかるんだけど、大丈夫かなという気がするんだけど、大丈夫ですか。

○東義務教育課長 確かに今回の学習指導要領で、時数的には、小学校が全体で140時間ふえて

が自分で子供たちに教えるという考え方を少し変えまして、開かれた教育課程、カリキュラム・マネジメントを取り入れなさいということになっております。

カリキュラム・マネジメントでは、最初から決められた教科で教えるのではなく、教科を統合して教えたり、専門的な地域の人をできるだけ学校に呼んで、プロから子供たちが直接学習するような場面を取り入れなさいというカリキュラム・マネジメントの重視が学校にも伝わっているところであります。

○井本委員 わかりました。

それから、2ページの外国語の充実なんだけれど、これはもう一回段階を下げたのか。今までは小学校5年からだったものを、もう一回下げるといふことでしょうか。

今までうまくいっていたのか。うまくいっていないから下げたのかわかりませんが、これに対しても、いろいろ批判する本がたくさん出ているけれど、私も今、勉強しています。今度は一般質問でそれをやろうと思っていますけれども、うまくいっていないのに、また輪をかけてうまくいかにする方法を考えているんじゃないかと、私はどうも心配なんだけれど。まあ、これはいいでしょう。

それからもう一つ、高等教育の改訂のポイントの最初の1です。今度、これを新設したといふんだけど、これはどういうことでそうしたんですか。

○児玉高校教育課長 先ほどから義務教育課長からございますように、今回の学習指導要領は、小・中学校や高校で教えなければならない最低限の学習内容を定めているわけですが、今回の改訂では、グローバル化や人口減が進むと予想される中、子供たちが学校で何を学ぶべ

きかを示したものであります。特に高校では、AIなどの技術革新で職業像が一変する可能性が指摘される中、進学や就職選びに大きくかわることとなります。

10年後を予測することは難しいわけですが、今回も、今回は大学入試改革が先行する形で、指導要領のあり方が議論されまして、知識・技能はもちろんなんですが、それだけではなく、思考力・判断力・表現力といった資質能力を強く意識して、新たな科目等を新設しているところでございます。

例えば、国語について申し上げますが、これまで、国語は現行の指導要領の中では、国語総合という科目のみが必修科目でございましたが、新学習指導要領では、科目名で言いますと現代の国語という、これは実社会を生きるために必要な言語能力の育成に重きを置いた科目でございます。

この科目と、もう一つ言語文化、これは万葉集の時代から現代につながる我が国の言語文化への理解を深めるという科目、この2つの科目が必修科目とされるところでございます。

そのほか、地理・歴史につきましても、現在は世界史だけが必修科目で、日本史と地理は選択科目となっておりますが、新学習指導要領では世界と日本の歴史のかかわりを学ぶ歴史総合という新たな科目ができて、それが必修科目になります。

もう一つ、環境問題などの地球規模の課題を考えていく科目は地理総合という科目名になりますが、この地理総合と歴史総合という2つの科目が必修となつて、公民・英語についても同様に新しい科目等ができています。

○井本委員 わかりました。

○有岡委員 この指導要領が変わることによって、学校の先生方も、またいろいろ、新しく勉強していくと思うんです。

そういうときに、教育研修センターで、来年度から 3 年間ぐらいかけて、いろいろカリキュラムを変えながら取り組んでいかれると思うんですが、その辺の連携について、きょう、来ていらっしゃればお伺いしたいと思うんですが、教育研修センターは、来られているんですか。

○渡辺委員長 教育研修センターはいつも来ていないので、担当課になります。

○東義務教育課長 私からお答えします。

学習指導要領の改訂の周知・徹底等についての研修であります。研修等につきましては、研修センターが先行して、いろいろなプログラミング教育や外国語活動などを研修体系の中に組み込んで準備をしているところであります。

○有岡委員 その中で、例えば高等学校の理数探求基礎という新しい項目が出ておりますが、こういったことについても 3 年かけて準備していかれるのか。僕たちの認識では生物・化学・物理・地学ですか、こういったものをまだまだ充実していかなきゃいけないと思っている中に、また数学まで兼ね合わせて新しい取り組みをするということで、なかなか現場は混乱するのかなと感じたんですが、ここら辺の取り組みが具体的にあれば、教えていただきたいと思います。

○児玉高校教育課長 今、委員がおっしゃられました理数探求基礎につきましては、実験や調査の手法であったり、統計処理の方法などの知識や技能を身につけさせる内容ですが、実はこれにつきましては、現行の総合的な学習の時間等の中でも一部実施されております。

また、今度の新学習指導要領で、総合的な学習の時間は総合的な探求の時間という科目にな

るわけですがけれども、実は移行期間の中で、今年度から教科書を利用しないで実施することとなっております。

ですので、この理数探求基礎と総合的な探求の時間の内容は重なるところがありまして、現在、各高校においても、そういった探究活動というのは進んできております。

専門学科等が集まって発表会を行ったり、あるいは担当者を集めて研修発表会とかもやっておりますので、特に、これにつきましては混乱はないものと理解しております。

○有岡委員 ぜひよろしくをお願いします。

もう一点、先ほど、カリキュラム・マネジメントのお話が出まして、子供たち、特に中学・高校生の将来の希望で、最近ではプログラマーやゲームクリエイターなど、新しい職種に対する希望がふえてきております。そういった意味で、中学でもそうですし、高校でもプログラミングの教育をどの程度できるのか。例えば外部の方から専門的な指導を受けるとか、どのような取り組みをされていくのか、見通しをお伺いします。

○東義務教育課長 今回、小学校でプログラミング教育が導入されますが、プログラミング的な思考を育てるということで、自分が望んだ活動が実現するために、どのような組み合わせなら、望んだ活動につながるのかを論理的に考える力を育成するというので、具体的には、小学校の高学年で、算数の中で多角形を自分でプログラムして五角形・六角形をつくったり、そのようなプログラミング教育になります。

ですので、専門的な方が来てというのは、小学校ではない状況であり、中学校で、それを技術・家庭科の中で、プログラムで制御したりという学習につながっていくと考えております。

○**児玉高校教育課長** 高校におきましては、この新学習指導要領の情報Ⅰの中で、プログラミングについては行われますが、現在、その情報に関する科目は選択必修になっており、ほとんどの普通科高校が、プログラミングの内容を含まない科目を選択している状況でございます。

ただ、委員がおっしゃられましたように、今年度の新学習指導要領では情報Ⅰが設定されて、全ての生徒がプログラミングであったり、情報セキュリティを含むネットワークであったりを学習することになります。

ただ、これまで行われてきた情報教育のオーソドックスな内容を一通り含みながら、さらに発展した内容を追加するのが情報Ⅰと言われております。

ですので、情報Ⅰに関しましては、ほとんどの学校では対応は可能だと思いますが、情報Ⅱにつきましては、情報Ⅰを履修した生徒が追加で履修する発展的な内容となりますので、この辺の指導については、今、委員がおっしゃられましたような懸念もございますので、事務局としても考えていくということになるかと思っております。

○**有岡委員** 恐らく子供たちの夢がどんどん広がる中で、そういった専門的な知識が必要だという時期が来ると思いますので、またお願いします。

次に特別支援学校の関係でお尋ねします。

(1)の中で、小・中学校の各段階に目標設定ということで書かれておりますが、この目標設定というのは先生方がつくられるという意味でしょうか、それとも保護者や、その生徒さん、いろいろ話し合っ、そういう目標設定をされるのか、そこら辺の流れをお伺いいたします。

○**酒井特別支援教育課長** この目標というのは、

それぞれの教科の段階ごとの、子供たち全体の目標ということでして、個々の目標とはまた別になっております。

全体を大きく取り上げているので、やや抽象的ですが、教師が指導する上での目標ということになっておりまして、そのもとで、個々の子供の目標については、個別の指導計画等で保護者の方と一緒に話し合いながら設定していくことになっております。

○**有岡委員** 一つの意見ですが、そういった目標をリストにして、例えば常に見えるようにして、達成したら消していくとか、何かそういう達成感を味わいながら子供たちが成長できるというかなと思いますので、また、いろいろ工夫していただければありがたいと思います。

最後に、基本的なことをお尋ねしたいと思いますが、総合政策部からいただいた内部評価シートの中で、子供たちの学力について、現状を評価されているのですが、全国学力テストの関係でいきますと、三角の140という達成度があって、ここ数年で、やっぱり伸び悩んでいると。体力も伸び悩んで、読書の関係も伸び悩んでいるということで、なかなか現状としては、厳しい現状があるのかなと見ております。そういう中で、こういうカリキュラムがまた新しく変わってくる。

ですので、やはり今の現状をしっかり把握した上で新しい取り組みをしないと、後手後手になってしまうような気がするんです。そういう意味で、この現状はどう受けとめて、次に進もうとしていらっしゃるのか、その辺の基本的なことをお尋ねしたいんです。

○**東義務教育課長** 全国学力調査の結果に基づく評価ということで、ここ数年、全国平均よりも、やや低い状況が続いております。

委員がおっしゃるように、その課題について分析をしながら、少しずつ進めているところですが、今回、学習指導要領の改訂もありますので、分析の仕方をもう少し視点を変えて、やはり新しいことに取り組んだり、学校の先生の負担も考えながら、今までの取り組みを違うものに変更したりと改善を加えていきたいと考えております。

○有岡委員 よろしくお願ひします。

○渡辺委員長 ほか、いかがでしょうか。

では、勉強不足ですごく基本的なことを伺うんですが、高校の改訂を見ていると、さっき御説明があったように、国語科の中に現代の国語とか言語文化とか論理国語とか、いろいろ出てくるじゃないですか。

これは、例えば、今、大学入試のセンター試験でいうと、国語Ⅰとか国語Ⅱとか、そういう科目がこういう名前の科目に変わっていくという理解をすればいいのかということが1点。

あと、その共通教科としての理数というのが出てきますけれど、教科ということは、その国語とか数学とかと同じような位置づけで理数というのが生まれると理解して、例えば大学入試に関しても、その理数という教科ができてきたりするということになるのか。接続のときのイメージが、もう一つつかめないんですが、それはどうなると理解したらいいんでしょうか。

○児玉高校教育課長 まず、最初の御質問ですが、新しい科目でのテストに変わっていくと理解していただいでよろしいかと思ひます。

2つ目の御質問ですけれども、理数につきましては、現行ではいわゆる、例えば西高の理数科であったりとかいうような、専門学科が選択する理数という教科がございました。

それと、今回できる理数というのは、どの学

科、全日制の普通科であっても選択できる教科としてできます。

ですので、いろんな学科がとれる理数という教科と、主に専門学科等が履修する理数と、実は2つあるということになります。

理数を大学入試に入れるかは、まだ未定でございます。

○渡辺委員長 何となくわかりました。とにかく、その大学入試等も含めて、今まで経験があった受験区分とは、大分、形が変わっていくと理解していたらいいのかなと思ひました。

あともう一つ、職業教育のところで、丸3つ目の産業界で求められる人材を育成するための教科を新設と書いてあるんですが、高校はもう少し移行までに時間があるから、これから具体的に詰まるということなのか。もう既に具体的に決まっているのであれば、その御説明を聞きたいということと、あわせて学習指導要領の話は話としていいんですが、これに基づいて宮崎県内の高校でも教育が行われるときに、今、職業系高校を出られた高校生の県内定着は、県政にとっても大きな課題となっていますけれども、これを好機と捉えて、さらに拍車をかけたりとか、深みを増すというような意識のもとに進めることができ得るのか否かを、あわせて教えていただければと思ひます。

○児玉高校教育課長 職業教育の充実につきましては、職業体験等を通じた望ましい勤労観、職業観の育成ということが指導要領の総則の中にもうたわれております。

説明資料にございました、産業界で求められる人材を育成するための科目といたしましては、例えば工業科において船舶工学という科目であったり、商業科において観光ビジネスという科目であったり、家庭科においては総合調理実

習であったりというような科目が新設されて、より実際の職業に近い内容が学べるということになっております。

後半の御質問ですが、言われましたように、そのような科目を学習していくことで、もちろん県内就職につきましても、県内の企業等を知るところが一番大きな関連性があるかと思えますけれども、その2つが相まって、県内就職率を向上させていく方向にはつながっていくと考えております。

○渡辺委員長 わかりました。一番上の丸のイメージに、望ましい勤労観云々から始まるところに引っ張られて、もうちょっと土台となる職業人としてみたいなものを、工業高校や商業高校などで、ベースとなるような、教育を施す教科が生まれるのかと理解をしていましたが、そういうことじゃなくて、どちらかというより専門的な教育を施すような科目を用意していくという理解でいいということですか。

○児玉高校教育課長 そういうことでございます。

○渡辺委員長 わかりました。

ほかにございませんか。

○井本委員 学習指導要領とは直接関係ないかもしれないけれども、教育の基本は、やっぱり意欲を持たせることだと私は思うんです。

私も、学生時代に塾のバイトをやったことがあるんですが、いかにしてやる気にさせるか、意欲を持たせるかが一番大切だなと、つくづく思ったんです。

だから、今度の指導要領もそういう点から見ると、いかにしてやる気にさせるかという観点からつくられているといっても、間違いはないと思うんです。

しかし、やる気にさせるのは、非常に難しい

というか、きょうは現場にいる先生たちがたくさんおるんでしょう。恐らく先生たちも、どうやって意欲を持たせるか、やる気にさせるかというのを、苦しんできたんじゃないかなと私は思うんだけど。

今度は、例えば知識とか技能とか、認知の確かな学力をやるために、主体的な、対話的な、こういうやり方をすれば意欲が湧くのか湧かないのか、恐らく、そういう観点からこれをやらせようとしているんだろうなという感じはするんですけども、果たして、こうやれば、うまく意欲がみんなに湧いてくるものなのかどうか。

人の能力というのは、あんまり変わらないのですよ。やる気になるかどうか。はっきり言って、やる気になるかどうかで随分変わります。

私も、やっぱり塾でやっていて、今まで、全然、数学や算数やら弱かったのが、それを褒めて、「いいぞ、やれるぞ」と言って教えてやったら、本当に変わるのを見て、意欲次第で全然変わるもんだなと思いましたがけれど。

その辺のことを言ってもしょうがないのかもしれないけれども、どんなふうにして引き出そうとしているのか、その辺はどうですか。

○児玉高校教育課長 ちょっと回答にならないかもしれないんですけども、確かに、今、委員が言われましたように、やる気というのは、なかなか教えられるものではなくて、育てていけないといけないと思っているわけですけども、学校の現場でも、親や先生に強制的にやらされて、嫌々やっている限りは、本当の意味での学力はつかないんだよという話がなされているところでございます。

何でだろうって、わからないけれどもおもしろそうだから、先生や友達に聞いてみようかなという気持ちにならないと、本当の学力はつかない

いという話をしています。

それを、より生徒の心に落とすために、いろんな場面で先生方は話される場面があるんですが、そういった話の中で、例えば有名な、これは東京大学の帰国子女に対する入試問題だったんですが、「もし、地球が東から西に自転したら世界は現状とはどのように異なっていたと考えられますかと、幾つかの視点から考察しなさい」と、こういった大学入試問題が出るんだと。

この問題に答えるためには、本当に生物学であつたりとか地学であつたりとか、物理や地理、さらには文学や哲学といったようないろんな知識を総動員しなければ、これに回答していくことはできない。

今、子供たち、生徒たちが勉強していることは、そういった問題に答えることができる学力をつけるためであるというような話が、現場ではされているということで、全く回答にはならないのですが、委員が言われましたようなやる気を育てる、やる気を起こさせるというのは、本当に現場にとっても、みずから求め、みずから学ぶ子供たちを育てるとというのが、一番のかなめになっていると思います。

○井本委員 恐らく、きょう、先生方それぞれに経験があると思うんです。やる気にさせることができた経験。案外そういうものを一遍集めてみて、そしてみんなで共有することもやってみていいんじゃないかという気がするんですが、教育長、どうですか。

○日隈教育長 今、各答弁の中で申し上げたとおり、この学習指導要領については、国から示された必要最小限の指針ということで、各教員にとってはこれがベースになりますので、井本委員がおっしゃったとおり、それをどう生かし

ていくかについては、やはり本人の意欲や気持ちの部分も含めて、その人間がどう育っていくのかが、非常に大きいところがあるかと思えます。

教育自体も、戦後、確におっしゃったとおり、憲法の問題から制定に始まって、そして義務教育国庫負担が3分の2の時代があつて、そして2分の1になって、現在3分の1しか国が負担してくれない時代における指導要領ですから、国と地方の議論でも地方の独自性がうたわれている中、各地域での課題についても、地域なりに、この指導要領も踏まえながら、各地域をどうしていくかということで、教育にも取り入れていこうという動きが出てきております。

世界的に見ても、30年前の状況とかなり変わってきていて、日本は失われた30年と言われてますね。30年前、世界の企業ランキングには、日本の企業がば一っと上のほうに上がっていて、1位のNTTから始まってトヨタとか、ずっと入っていたんだけど、今はほとんど入っていない。

今は、世界ランキング1位はApple、そしてAmazon、Microsoftですか、なかった企業ですよ。そういう企業が世界を席卷していることを考えると、新しい感覚で、これからの子供たちが産業を起こしてという視点が、今回、この指導要領にも、実はもう入ってきているということですけども、こういったものを踏まえて、基礎学力をしっかり——井本委員からは知識という言葉でいただきましたけれども、知識もしっかり踏まえた上で、それをどう生かしていくか。こだわりとか熱心さとかいうことも含めて、誰にも負けないような技術を提供できるような業が起こせれば、これは相当な企業になるだろうという期待も含めて、

午前11時6分閉会

こういう指導要領ができていて、そこをどう引き出していくかが、それぞれ地域間競争も含めて、我々の教育に求められているところなのかなと思います。

宮崎県教育委員会も、しっかり頑張ってまいりたいと考えております。

○井本委員 やる気というのは一種の非認知能力なんです。これをいかに醸成するかを、恐らく先生をやられた方たちは、みんなそういう経験を持っているはずだと思うんです。

だからそれを、ある程度、宮崎の力として結集してみてもどうかと私は思うもんだから、一度その辺を考えてもらえたらなと思います。よろしくお願いします。

○渡辺委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時2分休憩

午前11時5分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

延期となっておりました県内調査につきましては、正副委員長に一任ということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのようにいたします。

最後に、その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 渡 辺 創